

## 法第43条第2項第2号許可スケジュール

①現地調査の依頼	ご相談内容を伺い、相談票の提出をいただいた上で現地調査を行います。 ◇必要書類：『相談票』『案内図』『公図写』『登記事項証明書等（発行日が3か月以内のもの）※』『土地・建物所有者一覧表 ※』 ※ <u>相談地とその周囲（相談地に隣接する敷地、通路部分、通路に接する敷地等）の土地と建物の情報</u> が必要です。	所要期間 (目安)
②現地調査	立ち会いの必要はありません。	1ヶ月程度
③庁内協議	現地調査後、許可の可能性について方針を検討します。 なお、庁内協議の内容によっては既定の所要期間より日数がかかります。	
④検討結果のご案内	検討結果や許可の方針、許可条件等について担当からご説明いたします。	
⑤会議資料作成	許可の方針等に基づいて、プランの検討や協定図の作成等を進めていただきます。許可申請時期や建築計画等について事前にご相談ください。	プラン検討
⑥エントリー	案件検討会議や建築審査会の準備がございますので、申請予定の場合は「⑦会議資料提出期限」の <u>2週間前までに</u> 一度ご連絡ください。	
⑦会議資料提出	<u>会議資料を下記期日までに PDF データ</u> でご提出ください。	3週間程度
⑧案件検討会議	関係各課を交えて、建築審査会に向けた事前会議を行います。	
⑨許可申請	案件検討会議の翌日から <u>建築審査会開催日の7日前までに</u> 手続きを行ってください。許可申請手数料は1件につき <u>36,000円</u> です。	3週間程度
⑩建築審査会	<u>開催日の7日前までに資料7部</u> をご提出ください（※一括同意基準に該当する場合は不要）。なお、会議資料は建築審査会終了後、ご返却します。	3週間程度
⑪許可書交付	建築審査会において同意された案件については、消防同意後決裁手続きの上、許可書を交付いたします。なお、許可書交付時期は、建築審査会の同意から概ね <u>3週間後</u> です。	
⑫工事完了届提出	完了検査前に <u>特定行政庁へ工事完了届の提出</u> が必要です。 <u>分筆や地目の変更が許可条件となる場合は、完了検査前までに手続きを済ませ、公図や登記事項証明書も併せて提出</u> してください。	

⑦会議資料提出期限		⑧案件検討会議		⑩建築審査会	
令和7年	3月 5日	令和7年	3月26日	令和7年	4月16日
	4月16日		5月 7日		5月28日
	5月28日		6月18日		7月 9日
	7月16日		8月 6日		8月27日
	8月20日		9月10日		10月 1日
	10月 1日		10月22日		11月12日
	11月12日		12月 3日		12月24日
	12月17日	令和8年	1月14日	令和8年	2月 4日
令和8年	1月28日		2月18日		3月11日

【お問い合わせ先】

開発指導課建築許可係

TEL：03-3880-5944（直通）

MAIL：kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

FAX：03-3880-5615

